

令和3年6月29日

令和4年1月12日 一部修正

受験者の皆様へ

広島大学法科大学院

新型コロナウイルス感染症に罹患し、治癒していない者及び感染症発症者との濃厚接触等により罹患の疑いのある者が実務法学専攻（法科大学院）の入試(本試験)を受験できなかった場合の代替措置について

標記の場合について、受験機会を確保することを目的として、以下のとおり、追試験を実施します。追試験の対象者が、追試験の受験を希望する場合には、以下の方法で申し込む必要があります。

1.追試験の対象者

本試験を申し込んだが、次の①又は②に該当するために、受験できなかった者（本試験の一部科目を受験できなかった者を含みます）。

- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、治癒していない者
- ② 新型コロナウイルス感染症発症者との濃厚接触等により罹患の疑いのある者
(※発熱・咳等の症状の有無は問いません。)

2.追試験について

- ・ 追試験は令和4年2月12日（土）です。
- ・ 追試験の受験にあたっては、改めて入学検定料をお支払いいただく必要はありません。
- ・ 今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況等によっては、追試験が実施できなくなる場合があります。その場合、追試験の受験はできませんので、ご了承ください。その場合も入学検定料は返還いたしません。
- ・ 追試験を受験できなかった者がいる場合でも、再度の追試験は実施しません。
- ・ 学生募集要項9～11頁（6.入学者選抜方法等、7.合否判定について）記載のとおり追試験を実施します。
- ・ 受験できなかった本試験の受験票は追試験まで保管してください。
- ・ 本試験において、既に受験した試験科目（受験中だった試験科目も含む）がある場合、当該科目の受験は無効になります。追試験で全ての科目を受験してください。
- ・ 前記1に定める追試験の対象者は、実務法学専攻（法科大学院）の別日程における入試を受験したか否かに関わらず、追試験を受験することができます。

3.申込手続について

【申込方法】

追試験の対象者が、追試験を希望する場合には「入学試験（追試験）申込書」（別添 1）に必要事項を記入し、診断書や濃厚接触者であることがわかる書類があれば、その書類を添付して下記提出先に簡易書留で郵送してください。

【申込期限】

~~A日程：令和3年9月3日（金）~~

~~B日程：令和3年11月19日（金）~~

C日程：令和4年1月21日（金）

※最終日までの消印のあるものに限りに、期限後に到着したのものも受け付けます。

※入院等により申込期限内に郵送することができない場合（できなかつた場合を含む）は、下記問い合わせ先へご連絡ください。

※追試験を申し込んだものの受験しない場合には、速やかに「入学試験（追試験）辞退届」（別添2）に必要事項を記入し、下記提出先に簡易書留で郵送してください。

提出・問い合わせ先

〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目1番89号

広島大学東千田地区支援室(法科大学院入試担当)

TEL: (082) 542-7087 (平日 8:30~17:15)

E-mail: houmu-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

以上